

来年度、就学予定のお子様がいる保護者のみなさまへ

特別支援教育 就学ガイド

障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じる多様な学びの場についてご説明します。



小学校・中学校・高等学校等

特別支援学校



ぜひ、お読みください！

岡山県教育委員会



Q1

特別支援教育って何ですか？



A

障害のある子どもの**自立**と**社会参加**に向けて、適切な指導と必要な支援を行う教育のことです。特別支援教育は、子ども一人一人の可能性を最大限に伸ばすことをめざしています。



Q2

障害のある子どもは、どこで学ぶの？

A

特別支援教育は、特別支援学校だけでなく小学校、中学校、高等学校等すべての学校で行われます。子どもの障害の状態や教育的ニーズに応じて、最も適切な場所で学ぶことができるように「**多様な学びの場**」を用意しています。

特別支援教育における多様な学びの場

小学校・中学校

小
中
学
校
段
階

通常の学級

特別
支援
教室

通級による指導

言語障害
自閉症
難聴 等

特別支援学級

知的障害
自閉症・情緒障害
肢体不自由
病弱・身体虚弱
弱視
難聴

特別支援学校

視覚障害

聴覚障害

知的障害

肢体不自由

病弱

高
等
学
校
段
階

通常の学級

通級による指導
自閉症等

Q3

通常の学級では、どんな支援が受けられるの？

A

通常の学級に在籍していても、次のように、集団の支援とともに必要に応じて個別の支援を受けることができます。各学校では、障害のある子どもが他の子どもとともに十分な教育を受けることができるよう、様々な支援を行っています。

集団の支援



分かる授業の実施

全員が「分かる、できる」授業づくりを行っています

個別の支援



支援員の活用

学級集団の中で、必要に応じて個別の支援を行います



特別支援教室 (県独自)

国語や算数等の教科について、過当たり数時間、個別に指導を行います



通級による指導

週当たり1～8時間、障害による困難を改善・克服する指導を行います

※個別の支援は、学校毎に状況が異なります。

Q4

就学についての相談はどこにしたらいいの？

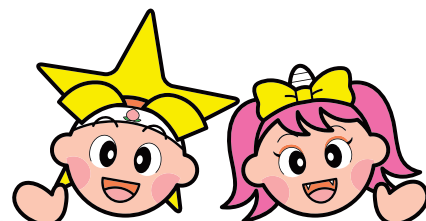
A

まずは、園の先生や小中学校・特別支援学校の就学担当者等にご相談いただき、就学相談や学校見学等をしていただくことをおすすめします。

また、詳しく知りたい時には、お住まいの市町村教育委員会も就学相談を行っていますので、ご相談ください。



まずはお早めにご相談ください。
学校公開等も行っています！



Q5



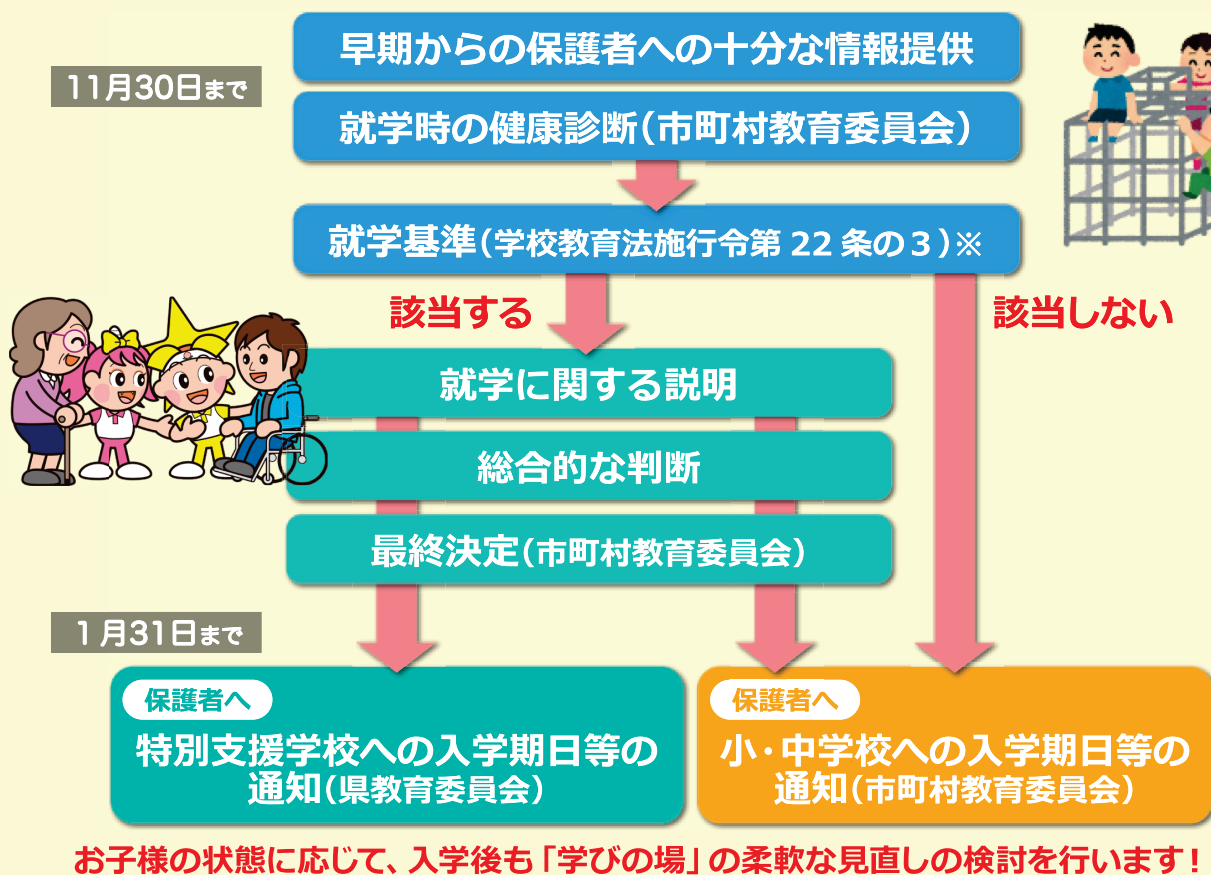
就学先が決まるまでの流れについて教えてください。

A

保護者の方や教育、医学等の専門家のご意見を聞きながら、市町村教育委員会が総合的に判断し、就学先を決定します。**就学する2か月前までに**、教育委員会から就学先の決定通知書が届きます。



就学先決定までの流れ



※学校教育法施行令第22条の3が就学基準となります！

<例> 【特別支援学校（知的障害）の対象者である児童生徒の障害の程度】

- 1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの
- 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

資料に関するお問い合わせ先

岡山県教育庁特別支援教育課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
TEL (086) 226-7912(直通) FAX (086) 224-0612
<<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/147/>>

※この資料は、県教育庁特別支援教育課ホームページからダウンロードできます。

2019年3月発行

